

鈴鹿医療科学大学研究倫理審査委員会規程における迅速審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、鈴鹿医療科学大学研究倫理審査委員会規程（以下「規程」という。）第8条に基づき、迅速審査の取り扱いについて定めるものとする。

(迅速審査を行うことができる事項)

第2条 規程第8条第1項に基づき、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）が迅速審査を行うことができる事項は次のとおりとする。

- (1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について倫理指針第6の2(5)に規定する委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見をj得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

(迅速審査の適用判定)

第3条 研究倫理審査委員長（以下「委員長」という。）は、第2条に基づき迅速審査を適用するか否かの判定案を委員会開催日までに委員に提示し、適用判定審査（以下「判定」という。）に付すこととする。

- 2 規程第8条第2項に基づき、委員長は前項の判定結果を全ての委員および研究責任者に報告しなければならない。
- 3 第1項の判定で迅速審査の適用となったときは、委員長および委員長の指名する委員が審査を行い、規程第8条第3項に基づき、委員会の報告事項として取り扱うものとする。
- 4 第1項の判定で迅速審査が適用外となったときは、研究責任者又は共同研究者は委員会に出席し、審査を受けるものとする。

(読み替え)

第4条 多機関共同研究に係る場合、必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、委員の3分の2以上の賛成を得た後、大学協議会の議を経て学長が行う。

附則

この申し合わせは、令和5年10月24日に制定し、令和5年10月18日に遡って適用する。